公益社団法人 福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課長

福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント 対策マニュアルの改訂について(通知)

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的に、利用者等からの暴力・ハラスメント対策を実施しております。

この度、「暴力・ハラスメント対策マニュアル」を改訂いたしましたので、お知らせいたします。

本マニュアルは、在宅医療現場に限らず有用な内容となっておりますので、貴会所属の薬局に下記のとおり広く周知いただきたく、特別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

今年度も、研修会をはじめ、リーフレットやマニュアル、補助金の活用等について、引き続き周知の御協力をお願いたします。

記

1 資料

周知文及び以下のチラシを用いて周知をお願いいたします。

- (1) 「福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」概要チラシ・・・別添1
- 2 「暴力・ハラスメント対策マニュアル」について
- (1) 改訂内容
 - ・相談窓口のURLを令和7年度版に更新
 - ・補助金の情報を令和7年度版に更新
- (2) 活用方法

県ホームページにマニュアルの全体版及びコンパクト版を掲載しておりますので、ダウンロードの上、御活用ください。

- 3 県ホームページについて
- (1) 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について URL: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html

福岡県 在宅医療・介護 カスハラ相談



(2) 補助金、その他取組の詳細について

URL: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント







<担当>

福岡県 保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課

在宅医療係:尾崎 電話:092-643-3275

e-mail: zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

各薬局の開設者 殿

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課長

福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント 対策マニュアルの改訂について(通知)

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的に、利用者等からの暴力・ハラスメント対策を実施しております。

この度、「暴力・ハラスメント対策マニュアル」を改訂いたしましたので、お知らせいたします。

各薬局におかれましては、在宅医療・介護従事者の安心・安全を確保し、継続的で円滑なケアを提供するため、当該事業を御活用くださいますようお願いいたします。

記

- 1 「暴力・ハラスメント対策マニュアル」について
- (1) 改訂内容
 - ・相談窓口のURLを令和7年度版に更新
 - ・補助金の情報を令和7年度版に更新
- (2) 活用方法

県ホームページにマニュアルの全体版及びコンパクト版を掲載しておりますので、ダウンロードの上、御活用ください。

- 2 県ホームページについて
- (1) 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について URL: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html

福岡県 在宅医療・介護 カスハラ相談

検索

(2) 補助金、その他取組の詳細について

URL: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント







<担当>

福岡県 保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課

在宅医療係:尾崎 電話:092-643-3275

e-mail: zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

令和7年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和7年4月1日~令和8年3月31日までに実施する以下の事業

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業

在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関(在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定※医療機関)、訪問看護事業所(介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定を受けている事業所を除く)、訪問歯科診療所(在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定※歯科医療機関)、訪問薬局(在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定※薬局)並びに栄養ケア・ステーション
※今後算定予定の場合も含む

訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所(介護保険法に基づく指定を受けている事業所)、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

◆申請受付期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月10日

補助金の申請には、受講修了証 の受領が必要となります。詳細 は裏面をご確認ください。

要件等

- (1) 福岡県が実施する在宅医療機関等及び訪問介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- (2) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員に周知していること。

補助対象経費

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額 (千円未満切捨て)と、次の表右欄に掲げる補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分補助限度額安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費13千円
(1事業所当たり)

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とは、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器等の購入経費等を指す。

※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額 利用料金等のランニングコストは対象となりません。

その他留意事項

対象機器の詳細などは、県が作成する 「安全対策機器の使用に関するチラシ」やQ&Aをご確認下さい。

予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行います。

※ 福岡県

担当課:福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

(1) 在宅医療機関等について 在宅医療係 電話:092-643-3275

メール: zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 訪問介護事業所等について 介護人材確保対策室 電話:092-643-3327

メール: k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

0 2 補助金 交付決定 手続き 交付申請 の流れ 対応者 事業者 県 福岡県が実施する研修の動画はオンデマンド配信中 交付申請書(様式1) です。配信動画を活用し、管理者の方と従事者の方 様式1-2 一緒に受講していただくことで、修了証発行の 要件を満たすことができます。 事業計画書(様式1-3) 研修の詳細は県ホームページをご確認ください。 役員一覧(様式1-4) 福岡県が実施する在宅医療・介護に関する暴力・ハラスメント対策 研修の受講修了書の写し 実施事項 交付決定通知書(様式2) 補助対象経費の内訳や内容が明記されている書類の写し(業者等に 必要書類 を事業者へ送付 よる見積書等) 期間目安 業者等による仕様書やパンフレット等の説明資料 など 支払い先口座の確認がとれる書類(口座の通帳表紙の裏表両面の写 し) 債権者登録申出書(県に口座登録をされたことがない場合のみ) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等の写し 「安全確保対策に資するセキュリティサービス」 を導入する前に準備、県に提出 申請採択の選定 交付決定 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。また、提出さ 交付申請の内容を審査し、適当と認められる際に交付決定の通知を行 補足 れた書類は原則返却いたしません。 います。 4 6 3 手続き 補助金 補助金交付 実績報告 の流れ の確定 県 県 事業者 対応者 実績報告書(様式5) 様式5-2 対象経費の精算額内訳(様式5-3) 支出したことが分かる書類 実施事項 指定の口座に 額の確定の通知を (領収書、インターネットバンキングの写し等で日付 必要書類 事業者へ送付 補助金を振込み と金額の確認できる資料) 期間目安 契約(注文)した日付が分かる書類 など (契約書、注文書、注文請書、注文受付の確認がとれ るメールの写し等) 導入した機器の写真等 (導入した全ての機器の写真が必要です。) 「安全確保対策に資するセキュリティサービス」 実績報告提出後おおよそ1か月半後

事業者は、「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入した後、その日から起算して1月を経過した日、又は翌年度4月10日のいず 補足 れか早い日までに、実績報告を行う必要があります。

を導入した後に準備、県へ提出

改正後 (新) 改正前(旧) 1~29ページ (略) $1 \sim 29$ ページ (略) 30ページ 30ページ 4. 福岡県の取り組み 4. 福岡県の取り組み (1) 福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター (1) 福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法について、在宅の医療・介護従事者及び管理者 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法について、在宅の医療・介護従事者及び管理者 から相談を受ける専用窓口を設置しています。常駐の精神保健福祉士や臨床心理士等が対応するほか、 から相談を受ける専用窓口を設置しています。警察官 OB などの暴力・ハラスメント対策に詳しい相談 医療職が対応した方が良いと判断される場合は、看護師資格をもつ相談員へつないで対応しています。 員が対応し、法的な助言が必要な場合は、弁護士による専門相談も可能です。 また、法的な助言が必要な場合は、弁護士による専門相談も可能です。 ◆ 相談日時:月曜日~金曜日(土日祝、12/29~1/3 は除く)9:00~19:00 ◆ 相談日時:月曜日~金曜日(土日祝、12/29~1/3 は除く)9:00~19:00 ◆ 相談方法:電話 0120-111-309 ◆ 相談方法:電話 0120-111-309 ■ エール 左の QR コードもしくは以下 URL から相談できます。 メール 左の QR コードもしくは以下 URL から相談できます。 https://wcan-media.com/fukuoka-consultation-center1/ https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/

31ページ

福岡県在宅医療·介護職員 カスハラ相談センター

サービス利用者ゃその家族等からのハラスメントで 「怖いな」「困ったな」と思ったとき、 まずご相談ください。



~ハラスメント対応に詳しい相談員が応対いたします~

3 0120-111-309

平日 9:00~19:00(12/29~1/3除く)

WEBからもご相談いただけます。(24時間毎日受付) ※右のQRコードもしくはURLから相談できます。



相談できる方

- ○県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。)
- ○県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
- ○県内行政機関の職員

URL: https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/

※ 在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅舗科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、有護小規模多機能型居宅介護事業所、特定施設入居者生活介護(介護予防含む)、必知症対応型共同生活介護(介護予防含む)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

ご相談する際の詳細は 裏面をご参照ください。|



福談窓口業務は福岡県(福岡県保建医療介護郵高齢者地域 B括ケア推進課/介護人材確保対策室)からの表記を受け で、 ダイヤル・サービス株式会社が実施しています。

3 1ページ

福岡県在宅医療·介護職員 カスハラ相談センター

無料です

サービス利用者ゃその家族等からのハラスメントで 「怖いな」「困ったな」と思ったとき、 まずご相談ください。

家族から無理な どうすれば防げるの? 要求をされる これって ハラスメント? 今のままじゃ サービスの継続が 誰にも 難しいんだけど... 相談できない

~ハラスメント対応に詳しい相談員が応対いたします~

3 0120-111-309

平日 9:00~19:00 (12/29~1/3除く)

WEBからもご相談いただけます。(24時間毎日受付) ※右のQRコードもしくはURLから相談できます。 URL: https://wcan-media.com/fukuoka-consultation-centerl/



相談できる方

- ○県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。) ○県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
- ○県内行政機関の職員
- ※ 在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅舗料医療を提供する歯料診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、不規模多機能型居宅介護事業所、不規模多機能型居宅介護事業所、

ご相談する際の詳細は 裏面をご参照ください。|



相談窓口業務は福岡県(福岡県保健医療介護部高齢者地域 イン ロリー 相談窓口業務は福岡県(福岡県保健医療介護部高齢者地域 包括ケア推進課/介護人材確保対策室)からの表託を受け で、 株式会社ウイ・キャンが実施しています。

改正後(新)

改正前(旧)

32~33ページ (略)

3 4ページ

補助金のご案内

令和7年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で 円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和7年4月1日~令和8年3月31日までに実施する以下の事業

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリ ティサービスを導入する事業

在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関(在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時 医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定医療機関)、訪問看護事業所(介護保険法(平成9) 年法律第123号)に基づく指定を受けている事業所を除く)、訪問歯科診療所(在宅療養支援歯科診療所及 び居宅療養管理指導算定歯科医療機関)、訪問薬局(在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指 導算定薬局) 並びに栄養ケア・ステーション

訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所(介護保険法に基づく指定を受けている事業所)、居宅介 護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

◆申請受付期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月10日

補助金の申請には、受講修了証 の受領が必要となります。詳細 は異面をご確認ください。

要件等

- (1) 福岡県が実施する在宅医療機関等及び訪問介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメントに 関する研修を受講していること。
- (2) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員に周知していること。

補助対象経費

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額 (千円未満切捨て)と、次の表右欄に掲げる補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分	補助限度額
安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費	13千円 (1 東業所当たい)

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とは、訪問 時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器等の購入経費等を指す。

※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額 利用料金等のランニングコストは対象となりません。

その他留意事項

対象機器の詳細などは、県が作成する 「安全対策機器の使用に関するチラシ」をご確認下さい。

予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行います。

担当課:福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

(1) 在宅医療機関等について 在宅医療係

電話:092-643-3275

メール: zaitakuiryou@pref. fukuoka, lg. jp

(2) 訪問介護事業所等について 介護人材確保対策室 電話:092-643-3327

メール: k-kaigojinzai@pref.fukuoka, lg.jp

32~33ページ (略)

3 4ページ

補助金のご案内

令和6年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で 円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和6年8月26日~令和7年3月31日までに実施する以下の事業

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリ ティサービスを導入する事業

在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関(在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時 医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定医療機関)、訪問看護事業所(介護保険法(平成9) 年法律第123号)に基づく指定を受けている事業所を除く)、訪問歯科診療所(在宅療養支援歯科診療所及 び居宅療養管理指導算定歯科医療機関)、訪問薬局(在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指 導算定薬局) 並びに栄養ケア・ステーション

訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所(介護保険法に基づく指定を受けている事業所)、居宅介 護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

◆申請受付期間 令和6年8月26日 ~ 令和6年10月18日

要件等

- (1) 福岡県が実施する在宅医療・介護管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- (2) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員に周知していること。

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額 (千円未満切捨て)と、次の表右欄に掲げる補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分	補助限度額
安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費	13千円 (1事業所当たり)

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とは、訪問 時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器等の購入経費等を指す。

- 例)・外部にSOSを発信し、録音・位置情報の共有ができる機器購入経費
 - ・警備会社による訪問時セキュリティサービス初期導入経費
 - ※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額 利用料金等のランニングコストは対象となりません。

その他留意事項

%福岡県

予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行います。

担当課:福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

(1) 在宅医療機関等について 在宅医療係

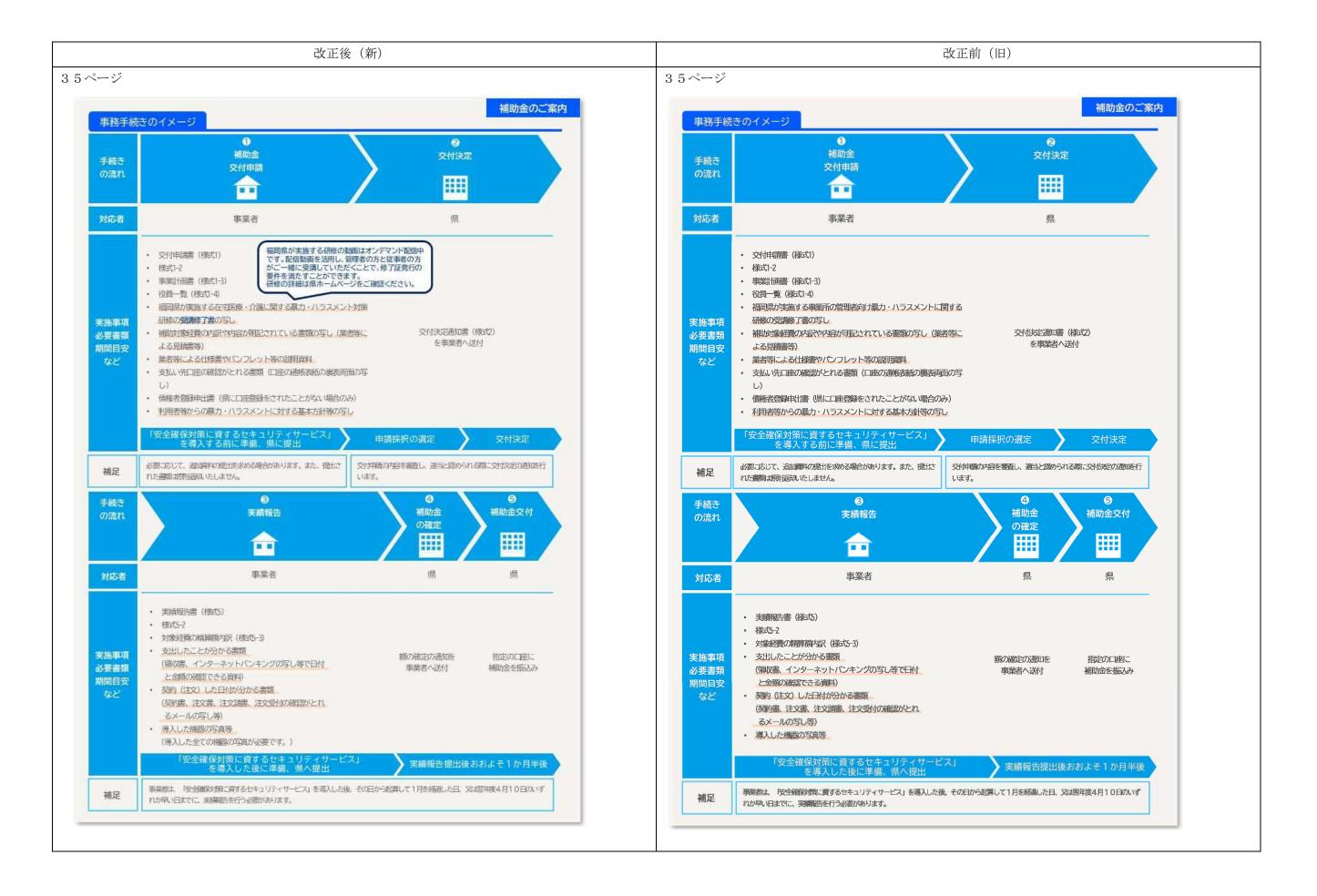
電話:092-643-3275

メール: zaitakuiryou@pref. fukuoka. lg. jp

(2) 訪問介護事業所等について 介護人材確保対策室 電話:092-643-3327

メール: k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp





改正後 (新)

改正前(旧)

36ページ (略)

37ページ

補助金のご案内

令和7年度

福岡県複数名訪問費用(診療報酬分)補助金

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護等※が必要な場合において、 利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、診療報酬の加算が適 用できない場合に、診療報酬の加算相当額の一部を補助することにより、訪問者の安全確保及び訪問看護 等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

- ◆令和7年4月1日~令和8年3月31日までに実施する以下の事業 訪問看護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者等による暴力行為等から訪問者の安全 を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等を行う事業
- ◆サービスの種類 公的医療保険を利用する訪問看護、精神訪問看護又は訪問歯科衛生指導
- ◆申請受付期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月10日

更件等

- (1) 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等が必要であること。
- (2)複数名の訪問者による訪問看護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、診療報酬の加算等が適用できないこと。
- (3) 福岡県が実施する在宅医療・介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメント研修を受講していること
- (4) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助対象経費

(1)複数名訪問看護

補助金の申請には、受講修了証 の受領が必要となります。詳細 は裏面をご確認ください。

1 同行する戦種	1 同行する職種 2 補助基準額		3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり	
保健師、助産師、看護師、理学療	同一建物内1人又は2人	4.500円/回			
法士、作業療法士、言語聴覚士	同一建物内3人以上	4,000円/回			
	同一建物内1人又は2人	3,800円/回	2 ე თ1	週1回まで	
准看護師	同一建物内3人以上	3,400円/回			
看護補助者	同一建物内1人又は2人	3,000円/回			
	同一建物内3人以上	2.700円/回		週3回まで	

※ 複数名の訪問者の1人以上は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)であること。



担当課:福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係直 通:092-643-3275

メール:zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

36ページ (略)

37ページ

令和6年度

補助金のご案内

福岡県複数名訪問費用(診療報酬分)補助金

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護等※が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、診療報酬の加算が適用できない場合に、診療報酬の加算相当額の一部を補助することにより、訪問者の安全確保及び訪問看護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付材象

- ◆令和6年8月26日~令和7年3月31日までに実施する以下の事業 訪問看護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者等による暴力行為等から訪問者の安全 を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等を行う事業
- ◆サービスの種類 公的医療保険を利用する訪問看護、精神訪問看護又は訪問歯科衛生指導
- ◆申請受付期間 令和6年8月26日 ~ 令和7年3月24日

西州华

- (1) 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等が必要であること。
- (2) 複数名の訪問者による訪問看護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は 家族など利用者以外からの暴力行為があり、診療報酬の加算等が適用できないこと。
- (3) 福岡県が実施する事業所の管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- (4) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助対象経費

(1)複数名訪問看護

1 同行する職種	2 補助基	準額	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり	
保健師、助産師、看護師、理学療	同一建物内1人又は2人	4,500円/回			
法士、作業療法士、言語聴覚士	同一建物内3人以上	4,000円/回	2分の1) 图1同主示	
	同一建物内1人又は2人	3,800円/回		週1回まで	
准看護師	同一建物内3人以上	3,400円/回			
at an a print an	同一建物内1人又は2人	3,000円/回		W257	
看護補助者	同一建物内3人以上	2,700円/回		週3回まで	

※ 複数名の訪問者の1人以上は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)であること。



担当課:福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係 直 通:092-643-3275

メール:zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

改正後 (新) 改正前(旧)

38ページ

(2) 複数名精神科訪問看護

1 同行する職種		2 補助	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり				
看護師、保健師、作	同一建物内 1人又は2人	1日1回 4.500円	1日2回 9,000円	1日3回以上 14,500円				
業療法士	同一建物内 1日1回 3人以上 4,000円				1日3回以上 13,000円		原則	
	同一建物内 1人又は2人	1日1回 3,800円	1日2回 7,600円	1日3回以上 12,400円	2分の1	週3日まで		
准看護師	同一建物内 3人以上	1日1回 3,400円	1日2回 6,800円					
看護補助者、精神保健福祉士	同一建物内 1人又は2人		3,000円/[WIDE.			
	同一建物内 3人以上		2,700円/[週1日まで			

- 複数名の訪問者の1人以上は保健師又は看護師であること。 精神科訪問看護指示書に基づく複数名訪問であること。 30分/回以上の訪問であること。

(3)複数名訪問歯科衛生指導

1 同行する職種	2 補助基準額	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
歯科衛生士、保健師、看 護師、准看護師	1.500円/回	2分の1	原則 月4回まで

- 20分/回以上の訪問であること。 歯科訪問診療料を算定する日は補助対象外。

例:3月~5月の3か月間で R8年3月 複数名訪問

複数名訪問を実施する場合 R8年4~5月 複数名訪問

事務手続きのイメージ 詳細は令和7年度福岡県複数名訪問費用(診療報酬分)補助事業実施要領」を領確認ください。

手続きの流れ	補助金申請		意見照会	見回答	交付決定
対応者	事業者		県	保健所	県
実施事項 必要書類 など	 交付申請様式一式(様式)~1-5) 複数名訪問の必要性これで協議。た書類 精神科訪問看護討示書の写し(複数名精神科訪問 研修の受講修了証の写し(県のハラスメント対策記 支払先口座確認ができる書類 	153010000000	福岡県から保健所に 訪問補助についての作 照会 保健所等から福岡県に 回答	新股股共·意見	 交付決定通知書 (様式2)を事業者 へ通知 ※ 申請から1か月後 を目途に交付決
	 債権者登録申出書(これまで県への口座登録がな) 利用者等からの暴力ハラスメントに対する基本方 	화계 경기에 있다. 마음보	STREET, CALCULAR AND ALPHOLIC AND AND AND ADDRESS OF THE ADDRESS O	なりますが、審査	精を行った日じ軽の複数 の特徴でよっては、不採 さい。
手続きの流れ	実績報告	補助金の 確定	補助金交付	はオンデマ	実施する研修の範囲 ンド配信中です。配信
対応者	事業者	- Williams	県	者の方がご	し、管理者の方と従事 一緒に受講していた
実施事項	 実績報告書(様式5) 経費所要額精算書(様式5-2) 事業実績書(様式5-3) 	 指定口座へ補 	を事業者へ送付 脚金を振込 1か月半後を目途に交付	満たすこと	様了証発行の要件を ができます。 は解ホームページを さい。
必要書類など	 事業実績内訳書(様式5-4) 複数名訪問を実施したことが分かる資料 	利用者ごと	に原則3か月間を補助対	象としております ざいます。	が、年度を跨く場合は、

交付申請~交付決定

交付申請

38ページ

(2)複数名精神科訪問看護

1 同行する職種		2 補助	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり			
看護師、保健師、作	同一建物内 1人又は2人	1日1回 4,500円	1日2回 9,000円	1日3回以上 14,500円			
業療法士	同一建物内 3人以上	1日1回 4,000円	1日2回 8,100円	1日3回以上 13,000円		原則	
VI = =#AT	同一建物内 1人又は2人	1日1回 3,800円	1日2回 7,600円	1日3回以上 12,400円	2分の1	週3日まで	
准看護師	同一建物内 3人以上	1日1回 3,400円	1日2回 6,800円	1日3回以上 11,200円			
看護補助者、精神	同一建物内 1人又は2人	3,000円/回				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
保健福祉士	同一建物内 3人以上		2,700円/回]		週1日まで	

- 複数名の訪問者の1人以上は保健師又は看護師であること。 精神科訪問看護指示書に基づく複数名訪問であること。 30分/回以上の訪問であること。

(3)複数名訪問歯科衛生指導

1 同行する職種	2 補助基準額	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり	
歯科衛生士、保健師、看 護師、准看護師	1,500円/回	2分の1	原則 月4回まで	

- 20分/回以上の訪問であること。 歯科訪問診療料を算定する日は補助対象外。

事務手続きのイメージ 詳細は「令和6年度福岡県複数名訪問費用(診療報酬分)補助事業実施要領」を御確認ください。

手続き の流れ 対応者	補助金申請事業者	意見照会 意見回答 交付決定 県 保健所 県
実施事項 必要書類 など	 交付申請様式一式(様式1~1-5) 複数名訪問の必要性こついて協議した書類 精神科訪問看護指示書の写し(複数名精神科訪問看護のみ) 研修の受講修了証の写し(県のハラスメント対策研修) 支払先口座確認かできる書類 	 福岡県から保護所に対して複数名 訪問補助こついての情報提供・意見 照会 保健所等から福岡県に対して意見 四答 交付決定通知書 (様式2)を事業者 へ通知 ※ 申請から1か月後 を自治へ交付決定
	債権者登録申出書(これまで県への口座登録がない場合のみ)利用者等からの暴力ハラスメントに対する基本方針の写し	補助金の交付決定の時期に関わらず交付申請を行った日以降の複数 名の訪問が補助の対象となりますが、審査の結果によっては、不採 択となる場合がありますので、御留意ください。

	手続きの流れ			実績報告事業者		補助金の確定	県	補助金 交付	,		
	対応者 実施事項 必要書類 など	•	経費所 事業実統 事業実統	計畫(様式5) 整解精算書(様式5-2) 計畫(様式5-3) 計型記書(様式5-4) が記書(様式5-4)		1	を事業を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	辰込 後を目途に交付 の外間を補助対象		ますが、年度を跨	≪場合は、
ا ا				(1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	. . 月 	和6镀◀	4月		います。 - 月10日 - 	5	月
' 	例:3月~5月 複数名訪問			R7年3月 複数名訪問 R7年4~5月 複数名訪問	交	付申請~交付決定		実績報告	を付申請	交付	

39ページ

補助金のご案内

令和7年度福岡県訪問介護等 複数名訪問費用(介護報酬分)補助金

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要な場合において、利用者 等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、介護報酬の加算等が適用できない 場合に、介護報酬の加算等相当額の一部を補助することにより、訪問者等の安全確保及び訪問介護等の継続的で 円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

- ◆令和7年4月1日~令和8年3月31日までに実施する以下の事業 訪問介護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者に対して複数名の訪問者による訪問介護等を行う事業
- ◆サービスの種類 介護保険を利用する訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ◆申請受付期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月10日

要件等

- (1) 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要であること。
- (2) 複数名の訪問者等による訪問介護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、介護報酬の加算等が適用できないこと。
- (3) 福岡県が実施する在宅医療・介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメント研修を受講して
- (4) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助対象経費

補助金の申請には、受講修 了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認く

1 サービスの種類	2 #	制基準額	3 補助率
=+80 ==#	30分未満	2,540円/回	
訪問看護	30分以上	4,020円/回	
訪問看護	30分未満	2,010円/回	
(看護補助者が同行する場合)	30分以上	3.170円/回	
人到圣时共归 美别	30分未満	2.540円/回	
介護予防訪問看護	30分以上	4,020円/回	
介護予防訪問看護	30分未満	2,010円/回	
(看護補助者が同行する場合)	30分以上	3,170円/回	2分の1
	20分未満	1.630円/回	
訪問介護 (身体介護が中心である場合)	20分以上30分未満	2,440円/回	
(多种/1度が下心でのも物口/	30分以上	3,870円/回	
訪問介護	45分未満	1,790円/回	
(生活援助が中心である場合)	45分以上	2,200円/回	
夜間対応型訪問介護 (随時訪問サービス)		1.970円/回	

その他留意事項

募集期間内に受け付けた申請については、本県において審査し、採択の可否を決定します。その際、保険者に対して申請内容についての情報提供を行い、複数名訪問の必要性等についての意見を求めます。意見照会の結果によっては、不採択となる場合がありますので、御留意ください。



担当課:福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室 直通 :092-643-3327

メール: k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

39ページ

補助金のご案内

令和6年度福岡県訪問介護等 複数名訪問費用(介護報酬分)補助金

事業の日的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要な場合において、利用者 等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、介護報酬の加算等が適用できない 場合に、介護報酬の加算等相当額の一部を補助することにより、訪問者等の安全確保及び訪問介護等の継続的で 円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

- ◆令和6年8月26日~令和7年3月31日までに実施する以下の事業
- 訪問介護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者に対して複数名の訪問者による訪問介護等を行う事業
- ◆サービスの種類 介護保険を利用する訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ◆申請受付期間 令和6年8月26日 ~ 令和7年3月24日

要件等

- (1) 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要であること。
- (2) 複数名の訪問者等による訪問介護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、介護報酬の加算等が適用できないこと。
- (3) 福岡県が実施する事業所の管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- (4) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助対象経費

1 サービスの種類		2 補助基準額	3 補助率
訪問看護	30分未満	2,540円/回	
- 別 月1日後	30分以上	4,020円/回	2分の1
訪問看護	30分未満	2,010円/回	
(看護補助者が同行する場合)	30分以上	3,170円/回	
介護予防訪問看護	30分未満	2,540円/回	
	30分以上	4,020円/回	
介護予防訪問看護	30分未満	2,010円/回	
(看護補助者が同行する場合)	30分以上	3,170円/回	
-1	20分未満	1,630円/回	
訪問介護 (身体介護が中心である場合)	20分以上30分未満	2,440円/回	
	30分以上	3,870円/回	
訪問介護	45分未満	1,790円/回	
(生活援助が中心である場合)	45分以上	2,200円/回	
夜間対応型訪問介護 (随時訪問サービス)	_	1,970円/回	

その他留意事項

募集期間内に受け付けた申請については、本県において審査し、採択の可否を決定します。その際、保険者に対して申請内容についての情報提供を行い、複数名訪問の必要性等についての意見を求めます。意見照会の結果によっては、不採択となる場合がありますので、御留意ください。

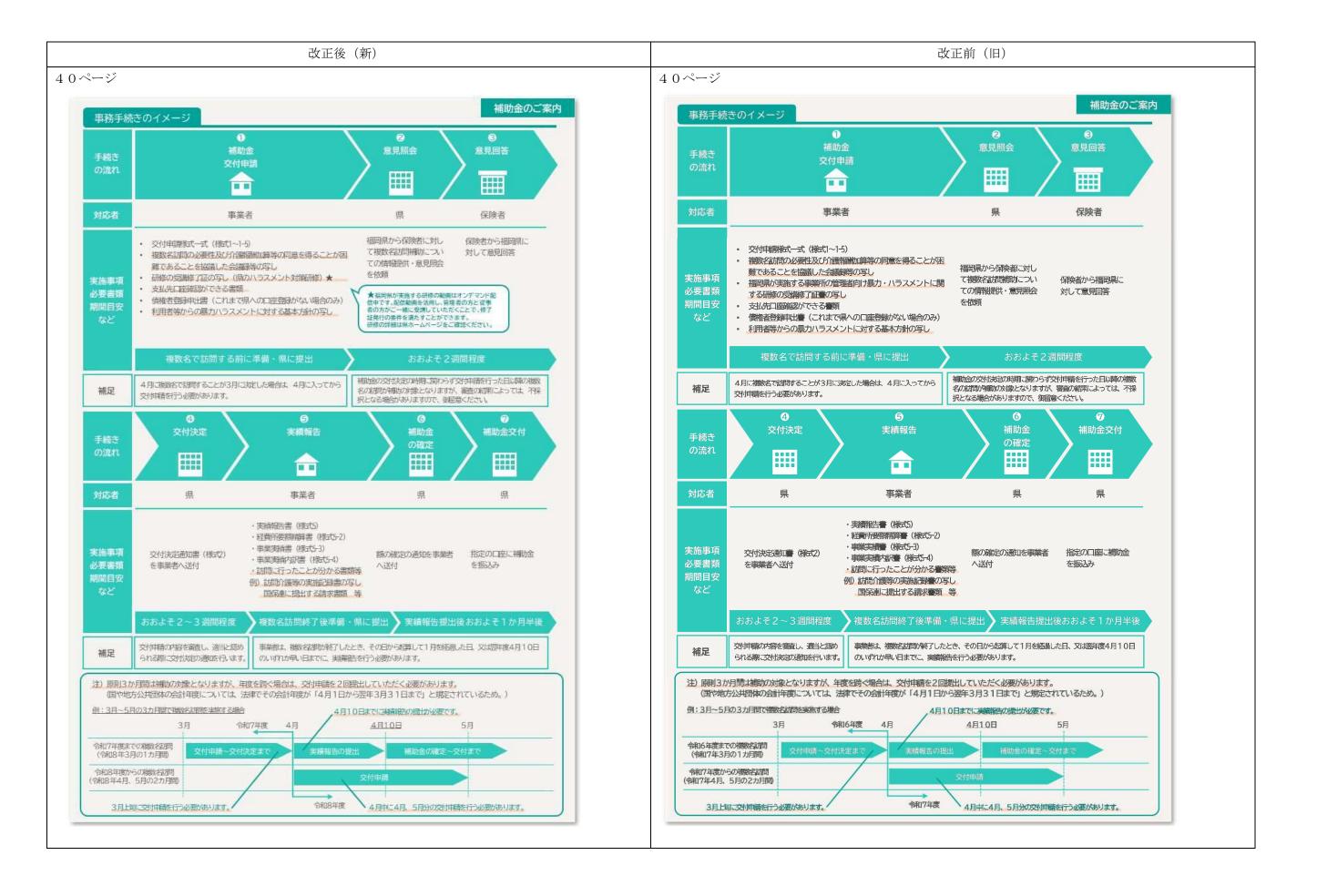


担当課:福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室

直通 :092-643-3327

担当 :川中

メール: k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp



41ページ

(4)研修会(管理者向け・従事者向け)

暴力・ハラスメントに対応する知識やスキルを習得できる研修を実施しています。

令和6年度研修

研修名	在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修
対象者 福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者及び従事者	
講師	関西医科大学看護学部・看護研究科 教授 三木 明子 氏

研修名	在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例	
対象者	福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者	
講師	アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏	

令和7年度研修

詳細が決まり次第、御案内いたします。

1~29ページ (略)

(4)研修会(管理者向け・従事者向け)

暴力・ハラスメントに対応する知識やスキルを習得できる研修を実施しています。

令和6年度研修

研修名	在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修
対象者	福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者及び従事者
講師	関西医科大学看護学部・看護研究科 教授 三木 明子 氏

研修名	在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例		
対象者	豫者 福岡県内の在宅医療·介護事業所 管理者		
講師	アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏		

42ページ (略)

43ページ

補助金の申請ステップ

STEP01

従事者への研修

を実施※1する。

研修1 (オンディン ドも可)及び研 修2を受講し、

STEP02

暴力・ハラスメ

ントの対応に関

する基本方針を

策定する。

STEP03

安全確保対策費 用の補助※2

複数名訪問費用 の補助※2

安全対策費用の補助

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に 資するセキュリティサービスの導入(※)に関す る経費を補助します。

※ 訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOS を発信(位置情報を共有)することができる サービスの導入に関する経費のことを指します。

複数名訪問費用の補助※3

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数 名の訪問者等による訪問看護・訪問介護等が必要 な場合において、利用者等の同意を得ることが困 難であるなどの理由から、診療報酬・介護報酬の 加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を

- STEP1を終えた事業所は、受講修了証を発行し、県HPへ公表します。
- ※2※3 各補助金の詳細は6月ごろ福岡県のホームページ等で案内する予定です。複数名訪問費用の補助については、 対象となる事業所が限定されます。

福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター

利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法につい て、在宅医療・介護従事者及び管理者から電話又はメールにて 相談を受ける専用窓口を設置しております。必要に応じて法律 相談もできます。

【相談対象者】 〇県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。) ○県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)

○県内行政機関の職員

【相談内容】 ○暴力・ハラスメントへの対応について

O上記に付随する法的な相談について など

相談方法 ▶ 電話、メール

受付時間 ▶ 平日9時~19時 (土日祝、12/29~1/3を除く)

20120-111-309

WEBからもご相談いただけます。(QRコードから) ※WEBからのご相談は24時間毎日受付

福岡県の取組は、福岡県庁ホームページに掲載しています。 ▶ 「福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント | 検索

42ページ (略)

43ページ

補助金の申請ステップ

STEP 01

研修1 (オンディン トも可)及び研 修2を受講し、 従事者への研修 を実施※1する。 STEP02

STEP03

暴力・ハラスメ ントの対応に関 する基本方針を 策定する。

安全確保対策費 用の補助※2

複数名訪問費用 の補助※2

安全対策費用の補助

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に 資するセキュリティサービスの導入(※)に関す る経費を補助します。

※ 訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOS を発信(位置情報を共有)することができる サービスの導入に関する経費のことを指します。

複数名訪問費用の補助※3

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数 名の訪問者等による訪問看護・訪問介護等が必要 な場合において、利用者等の同意を得ることが困 難であるなどの理由から、診療報酬・介護報酬の 加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を

- STEP1を終えた事業所は、受講修了証を発行し、県HPへ公表します。
- ※2※3 各補助金の詳細は6月ごろ福岡県のホームページ等で案内する予定です。複数名訪問費用の補助については、 対象となる事業所が限定されます。

福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター

利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法につい て、在宅医療・介護従事者及び管理者から電話又はメールにて 相談を受ける専用窓口を設置しております。必要に応じて法律 相談もできます。

【相談対象者】 〇県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。 ○県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上) ○県内行政機関の職員

【相談内容】 ○暴力・ハラスメントへの対応について 〇上記に付随する法的な相談について など

相談方法 ▶ 電話、メール

受付時間 ▶ 平日9時~19時 (土日祝、12/29~1/3を除く)

☎ 0120-111-309

WEBからもご相談いただけます。(QRコードから) ※WEBからのご相談は24時間毎日受付



福岡県の取組は、福岡県庁ホームページに掲載しています。 福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント



福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索人



福岡県の取組の詳細は 福岡県庁HPに掲載しています。



福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント 検索人

 $46 \sim 51$ ページ (略)

 $46 \sim 51$ ページ (略)

福岡県の取組の詳細は

福岡県庁HPに掲載しています。

改正後(新)	改正前(旧)
2024年12月発行 2025年 4月改訂 福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話: (在宅医療係)092-643-3275 (介護人材確保対策室)092-643-3327	2024年12月発行 福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話: (在 宅 医 療 係) 092-643-3275 (介護人材確保対策室) 092-643-3327